

# 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

(注) ※印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書）の提出年月日を記載してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">税務署長</p> <p>令和____年____月____日提出</p>	届 出 者	住 所 (国内の居所) ( )				
		フリガナ				
		氏 名				
		個人番号				
		職 業		連絡先 電話番号	( )	

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

## 記

### 1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	<p>1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書)の提出年月日 _____年 月 日(____年 月 日)</p> <p>2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。</p>

### 2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

(注) 「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

### 3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

### 4 その他参考となる事項

関与税理士	電話番号
-------	------

税 務 理 署 欄	通信日付印の年月日	(確認)	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )
	年 月 日			<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
	整 理 番 号				

← この欄には書かないでください。

## 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

### 1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

### 2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちにこの特例の適用を受けようとする非居住者に係る所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限り、）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年 月 日～年 月 日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

(注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。